新

IΒ

〇多治見市駐車場建設奨励条例施行規則 昭和47年4月1日規則第13号

(趣旨)

例(昭和47年条例第13号。以下「条例」という。) の施行について必要な事項を定めるものとす る。

(駐車場の規模)

第2条 条例第2条第1項に規定する駐車場の規第2条 条例第2条第1項に規定する駐車場の規 模は、駐車場法(昭和32年法律第106号)第20条 及び第20条の2の規定により建築物に附置する ことを義務付けられた駐車施設の部分を除く部 分(以下「対象駐車施設」という。)について 自動車の収容台数が25台以上であり、かつ、駐 車の用に供する面積が300平方メートル以上で あるものとする。

(駐車場の構造)

- 第3条 条例第2条第1項第1号に規定する駐車第3条 条例第2条第1項第1号に規定する駐車 場の構造は、対象駐車施設につき次に掲げると おりとする。
 - (1) 主要構造部が鉄筋コンクリート造り又は 市長が恒久的構造と認める鉄骨造りであるこ
 - (2) 駐車の用に供する部分が2層以上であ り、かつ、最大面積の層を除く他の層のうち 少くとも1層が最大面積の層の2分の1以上 の面積を有すること。

(駐車場の運営)

- 第4条 対象駐車施設は、駐車場の設置者が定め第4条 対象駐車施設は、駐車場の設置者が定め る管理規程に基づく時間内において、一般の利 用者が当該駐車場を自由に利用できるような状 態にしておかなければならない。
- 2 特定の利用者にあらかじめ特定の場所を指定 2 特定の利用者にあらかじめ特定の場所を指定 して専用に駐車させる部分を有するときは、当 該部分は、対象駐車施設としない。
- 3 特定の利用者を一般の利用者に優先して利用3 させるような運営をする駐車場又はその部分 は、対象駐車施設としない。

(奨励金の額)

(以下「奨励金」という。) の額は、当該駐車 場の土地(駐車施設敷地並びに駐車場の利用上 必要であると市長が認める通路及び広場の合計 〇多治見市駐車場建設奨励条例施行規則 昭和47年4月1日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、多治見市駐車場建設奨励条第1条 この規則は、多治見市駐車場建設奨励条 例(昭和47年条例第13号。以下「条例」という。) の施行について必要な事項を定めるものとす る。

(駐車場の規模)

模は、駐車場法(昭和32年法律第106号)第20条 及び第20条の2の規定により建築物に附置する ことを義務付けられた駐車施設の部分を除く部 分(以下「対象駐車施設」という。)について 自動車の収容台数が25台以上であり、かつ、駐 車の用に供する面積が300平方メートル以上で あるものとする。

(駐車場の構造)

- 場の構造は、対象駐車施設につき次に掲げると おりとする。
 - (1) 主要構造部が鉄筋コンクリート造り又は 市長が恒久的構造と認める鉄骨造りであるこ
 - (2) 駐車の用に供する部分が2層以上であ り、かつ、最大面積の層を除く他の層のうち 少くとも1層が最大面積の層の2分の1以上 の面積を有すること。

(駐車場の運営)

- る管理規程に基づく時間内において、一般の利 用者が当該駐車場を自由に利用できるような状 態にしておかなければならない。
- して専用に駐車させる部分を有するときは、当 該部分は、対象駐車施設としない。
- 特定の利用者を一般の利用者に優先して利用 させるような運営をする駐車場又はその部分 は、対象駐車施設としない。

(奨励金の額)

第5条 条例第2条第2項の規定による奨励金幣5条 条例第2条第2項の規定による奨励金 (以下「奨励金」という。)の額は、当該駐車 場の土地(駐車施設敷地並びに駐車場の利用上 必要であると市長が認める通路及び広場の合計 とする。以下「土地」という。)、建物及び償 とする。以下「土地」という。)、建物及び償 新

却資産に係る固定資産税相当額の合計額以内の 額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、建物を他の用途に2 併用している場合の奨励金の額は、次に掲げる 額の合計額以内の額とする。
 - (1) 土地及び建物に係る固定資産税相当額に 対象駐車施設の用に供している部分(当該部 分のうち屋上部分を除く。)の延べ床面積を 建物(屋上部分を除く。)の延べ床面積で除 して得た率を乗じて得た額
 - (2) 対象駐車施設の用に供している償却資産 に係る固定資産税相当額

(奨励金の交付期間)

- 第6条 条例第2条第3項に規定する奨励金の交際6条 条例第2条第3項に規定する奨励金の交 付期間は、当該駐車場がしゅんエし、最初の固 定資産税が賦課される年度から5年度とする。 (指定申請の手続)
- 第7条 条例第3条第1項の規定による指定(以幣7条 条例第3条第1項の規定による指定(以 下「指定」という。)を受けようとする者は、 次に掲げる書類を添えて、駐車施設指定申請書 (様式第1号) を当該駐車場の運用を開始する 前に、市長に提出しなければならない。
 - (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6 条第4項又は第6条の2第1項の規定による 確認済証の写し
 - (2) 路外駐車場に関する届出等に関する省令 (昭和33年運輸省、建設省令第1号)第1条 に規定する図面の写し
 - (3) 建設資金及び管理運営に関する計画書 (指定書の交付)
- 第8条 市長は、指定をしたときは、指定を申請第8条 市長は、指定をしたときは、指定を申請 した者に駐車施設指定書(様式第2号)を交付 するものとする。

(奨励金交付の手続)

- ようとする場合には、奨励金交付申請書(様式 第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提 出しなければならない。ただし、第2号に掲げ る書類は、次回以後の申請の際には、添付を要 しないものとする。
 - (1) 納期限(徴収猶予又は納期限の延長をし た場合は、その猶予又は延長された期限)ま でに完納されたことを証する土地、建物及び 償却資産に係る固定資産税の納税証明書
 - (2) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2 第5項の規定による検査済証の写し
 - (3) その他市長が指示する書類
- 2 市長は、奨励金の交付を決定したときは、そ 2 市長は、奨励金の交付を決定したときは、そ

旧

却資産に係る固定資産税相当額の合計額以内の 額とする。

- 前項の規定にかかわらず、建物を他の用途に 併用している場合の奨励金の額は、次に掲げる 額の合計額以内の額とする。
 - (1) 土地及び建物に係る固定資産税相当額に 対象駐車施設の用に供している部分(当該部 分のうち屋上部分を除く。)の延べ床面積を 建物(屋上部分を除く。)の延べ床面積で除 して得た率を乗じて得た額
 - (2) 対象駐車施設の用に供している償却資産 に係る固定資産税相当額

(奨励金の交付期間)

- 付期間は、当該駐車場がしゅんエし、最初の固 定資産税が賦課される年度から5年度とする。 (指定申請の手続)
 - 下「指定」という。)を受けようとする者は、 次に掲げる書類を添えて、駐車施設指定申請書 (様式第1号)を当該駐車場の工事に着手する 前に、市長に提出しなければならない。
 - (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6 条第4項又は第6条の2第1項の規定による 確認済証の写し
 - (2) 路外駐車場に関する届出等に関する省令 (昭和33年運輸省、建設省令第1号)第1条 に規定する図面の写し
 - (3) 建設資金及び管理運営に関する計画書 (指定書の交付)
 - した者に駐車施設指定書(様式第2号)を交付 するものとする。

(奨励金交付の手続)

- 第9条 指定を受けた者が、奨励金の交付を受け第9条 指定を受けた者が、奨励金の交付を受け ようとする場合には、奨励金交付申請書(様式 第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提 出しなければならない。ただし、第2号に掲げ る書類は、次回以後の申請の際には、添付を要 しないものとする。
 - (1) 納期限(徴収猶予又は納期限の延長をし た場合は、その猶予又は延長された期限)ま でに完納されたことを証する土地、建物及び 償却資産に係る固定資産税の納税証明書
 - (2) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2 第5項の規定による検査済証の写し
 - (3) その他市長が指示する書類

新

の内容を申請者に通知するものとする。

(奨励措置の承継)

- 認を受けようとする者は、次に掲げる書類を添 えて、当該駐車場を引き継いだ日から30日以内 に申請しなければならない。ただし、やむを得 ない事由により30日以内に申請できなかった場 合は、当該事由の消滅後速やかに申請しなけれ ばならない。
 - (1) 駐車場を引き継いだことを証する書類
 - (2) 奨励措置の承継に関する被承継人の承諾 書(相続による場合を除く。)

(変更の届出等)

- 出された申請書若しくはその添付書類の記載内 容に変更があった場合は、これらの規定による 申請者は、変更後の内容を記載した書類を速や かに市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項に規定する変更があった場合は、2 市長は、前項に規定する変更があった場合は、 第8条、第9条又は前条の規定によりとった措 置を変更し、又は取り消すことができる。

(報告書の提出等)

- 第12条 市長は、奨励金交付の適正を期するため、第12条 市長は、奨励金交付の適正を期するため、 奨励措置の指定を受けた者若しくはその指定を 申請した者から報告書の提出をさせ、又はこれ らの者をして資料を提出させることができる。
- た職員は、指定若しくは指定申請に係る駐車場 の予定地、駐車場又は駐車場経営に関係ある場 所に立ち入り、所要の検査を行うことができる。

の内容を申請者に通知するものとする。

(奨励措置の承継)

第10条 条例第4条第1項の規定による市長の承に10条 条例第4条第1項の規定による市長の承 認を受けようとする者は、次に掲げる書類を添 えて、当該駐車場を引き継いだ日から30日以内 に申請しなければならない。ただし、やむを得 ない事由により30日以内に申請できなかった場 合は、当該事由の消滅後速やかに申請しなけれ ばならない。

旧

- (1) 駐車場を引き継いだことを証する書類
- (2) 奨励措置の承継に関する被承継人の承諾 書(相続による場合を除く。)

(変更の届出等)

- 第11条 第7条、第9条又は前条の規定により提際11条 第7条、第9条又は前条の規定により提 出された申請書若しくはその添付書類の記載内 容に変更があった場合は、これらの規定による 申請者は、変更後の内容を記載した書類を速や かに市長に届け出なければならない。
 - 第8条、第9条又は前条の規定によりとった措 置を変更し、又は取り消すことができる。

(報告書の提出等)

- 奨励措置の指定を受けた者若しくはその指定を 申請した者から報告書の提出をさせ、又はこれ らの者をして資料を提出させることができる。
- 前項に定めるもののほか、市長又はその命じ2 前項に定めるもののほか、市長又はその命じ た職員は、指定若しくは指定申請に係る駐車場 の予定地、駐車場又は駐車場経営に関係ある場 所に立ち入り、所要の検査を行うことができる。
- 改正理由 摘
- 駐車施設指定申請書の提出時期を実態に即し変更するもの